

2025年1月31日

関係各位

パナソニックリビング株式会社  
ホームエンジニアリング社

## 建設業法に基づく監督処分について

このたび弊社は、2021年8月31日に「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表した資格不正取得に関して、本日付で国土交通省関東地方整備局から、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けました。弊社では本処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて以下の対応を実施させて頂きたく存じます。

お客様をはじめとする関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

##### 【停止の対象となる営業の範囲】

北海道における建築工事業（建築一式）に関する営業のうち、民間工事に係わるもの。

##### 【期間】

2025年2月15日から2025年3月1日までの15日間

※弊社としては営業停止処分を厳格に遵守するため、上記15日間の営業停止期間の他、2月1日～2月14日の間も営業停止と致します。

#### 2. 処分期間中の対応について

- 1) 停止の対象となる請負契約の締結及び、関連する入札、見積り、交渉等について停止します。
- 2) 建築工事業（建築一式）以外のキッチン・バス・内窓等の管工事業・内装仕上工事業・建具工事業の営業は引き続き通常通り行います。

#### 3. 既契約を解除できる旨の通知

建設業法29条の3第5項に基づき、本通知から30日以内において、契約済建設工事の請負契約を解除することが可能です。本件につきましては下記までお問い合わせ下さい。

#### 4. 本件に関わる問合せ先について

フリーダイヤル 0120-666-949

メールアドレス [gspj.heg@gg.jp.panasonic.com](mailto:gspj.heg@gg.jp.panasonic.com)

※受付：9時～17時（土・日・祝日・当社休日を除く）、2025年3月1日（土）まで

以上